

第1回移住者交流会

白石のことをもっと知りたい、同じように移住してきた人々と交流したい、新しい生活の悩みを相談したい、そんな方々が気軽に集まれる場として移住者交流会を開催します。ご夫婦・お子さん連れ・おひとりでの参加、いずれも大歓迎です。

- 日時 3月15日(日)13:00～14:30(受付12:30～)
- 場所 白石市移住交流サポートセンター109-one(トークワン)
- 対象 市外から転入された方
- 参加費 交流会のおやつ代として1人200円(未就学児無料)
- 定員 10人
- 申込方法 電話、メールまたは来所にてお申し込みください。
- 申込締切日 3月13日(金)

☎白石市移住交流サポートセンター109-one ☎26-6201 info@109-one.com

女性医師による女性の健康相談

女性の健康増進に関する相談、思春期や更年期の身体的・精神的不調、家庭や職場でのストレスなど、女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応じます(完全予約制・相談無料)。

- 日時 3月7日(土) 14:00～16:00
- 場所 大河原町駅前コミュニティセンター
- 申込先 宮城県女医会女性の健康相談室 ☎090-5840-1993(予約専用)(受付時間:9:00～17:00、土日・祝日除く)

☎宮城県保健福祉部健康推進課 ☎022-211-2624

高齢者にバスの乗車証を交付します

1カ月当たり4枚の乗車券(1乗車につき自己負担100円)と乗車証を交付します。

- 対象者 70歳以上になる方(昭和26年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方
- 対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)の白石蔵王駅～田中前(大泉記念病院)間
- 申請に必要なもの 印鑑
- 申請場所・期間
 - ①特設窓口(市役所1階ホール) 3月31日(火)～4月2日(木) 9:00～16:00
 - ②長寿課(総合福祉センター内) 3月31日(火)～8:30～17:15 ※4月3日以降は市民課総合福祉窓口でも受付できます。

※乗車券の利用は4月1日からです。申請が遅れると乗車券の交付枚数が減るのでご注意ください。

☎長寿課 ☎22-1361

家庭教育支援者のための研修会

家庭の教育力向上を図るため、本市でも親の学びを支援する「家庭教育支援」を推進しております。関心のある方ならどなたでも参加できますので、お気軽に申し込みください。

- 日時 3月14日(土) 14:00～15:30
- 場所 中央公民館 視聴覚室
- テーマ 「子どもの成長とわらべうた」
- 講師 金子きくえ氏(宮城わらべうたの会)
- 受講料 無料

☎生涯学習課 ☎22-1343・26-2453

障がいをお持ちの方へ各種手当をご存じですか?

- 特別障害者手当(20歳以上の方)
- 障害児福祉手当(20歳未満の方)

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給します(重度の障がいとは、身体・知的・精神障害者手帳交付要件の障がいの度合いが重い等級に相当する傷病となります)。

※施設入所者や3カ月以上の入院者は除きます。
※各手当ともに、本人や扶養義務者の所得制限および現在の障がい状況を記載した診断書による審査などの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

☎福祉課 ☎22-1400

廃車などの手続きはお早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録がある車両に課税されます。3月は車両の登録・廃車などで窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きを済ませてください。

- 車種別の手続き先
 - ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
 - ・軽二輪や二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
 - ・軽四輪など 宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830

毎月第3日曜日は「家庭の日」です
今月は3月15日 親の笑顔が子どもの笑顔をつくります

市税(料)はスマートフォンアプリでも納付できます

4月からスマートフォンアプリによる市税(料)の収納を開始します。コンビニエンスストア用納付書のバーコードをアプリで読み取ることで、納付することができます。

詳しくは、市ホームページまたはアプリ提供サイトのガイドページをご覧ください。

- 対象税目 市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 利用できるアプリ 支払秘書、PayB、LINE Pay 請求書支払い、PayPay
- 注意点
 - ・アプリ利用料、払込手数料は掛かりませんが、通信料は利用者負担となります。
 - ・領収証書は発行されません。
 - ・軽自動車の車検等で領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。
 - ・金額が30万円を超える納付書は利用できません。

☎収納管理室 ☎22-1318

性暴力被害者支援一人で悩んでいませんか?

宮城県では、性暴力被害者の支援拠点を設置し、相談や医療機関などへの付き添い、受診費用などの助成を行っています。一人で悩まず、まずはご相談ください。

- 受付時間 平日10:00～20:00、土曜日10:00～16:00(祝日・休日・年末年始を除く)

☎性暴力被害相談支援センター 宮城 ☎0120-556-460(けやきホットライン)

「一市二町在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会」で在宅医療と介護の連携強化に取り組んでいます

本市・蔵王町・七ヶ宿町は「医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境整備」を目指すため、平成29年1月に「一市二町在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会」を設立し、医療職と介護職との連携について協議を行っています。

この協議会では、広報部会と連携構築部会の2つの専門部会を設け、これまでにアンケートの実施やガイドブックの作成、講演会などを開催するとともに、情報交換を行ってきました。本年度は、医療機関とケアマネジャーとの間の連絡票の見直しや、「一市二町で実施する医療・介護の総合相談窓口」をテーマとした、多業種でのグループ討議を行いました。

また、昨年11月7日には「多職種連携研修会」を公立刈田綜合病院で開催しました。医療職と介護職の方約100人が参加し、医療・介護のネットワークの大切さを再認識しました。

今後も協議会の理想像である「互いに助け合い、誰もが安心して、元気に暮らせるまち」の実現を目指し、在宅医療と介護の連携を深め、強化するための事業を進めていきます。

☎健康推進課 ☎22-1362
長寿課 ☎22-1361
地域包括支援センター ☎22-1466

合病院で開催しました。医療職と介護職の方約100人が参加し、医療・介護のネットワークの大切さを再認識しました。

今後も協議会の理想像である「互いに助け合い、誰もが安心して、元気に暮らせるまち」の実現を目指し、在宅医療と介護の連携を深め、強化するための事業を進めていきます。

☎健康推進課 ☎22-1362
長寿課 ☎22-1361
地域包括支援センター ☎22-1466



▲多職種連携研修会の様子

めざせ! 受動喫煙ゼロ

健康増進法の一部を改正する法律が4月1日から全面施行されます。受動喫煙とは、たばこ(加熱式たばこを含む)から発生した煙や蒸気にさらされることです。たばこを吸わない人の健康への影響を防ぐため、次のようにルールが変わります。

- ほとんどのお店が原則屋内禁煙となります。
- 屋内での喫煙は、標識のある場所でのみ可能です。
- 20歳未満の方は、屋内・屋外にかかわらず、すべての喫煙エリアに立入禁止となります。

■望まない受動喫煙を防ぐために

- 喫煙をする際は、屋外や家庭であっても、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しましょう。
- たばこを吸う人も吸わない人も、受動喫煙による健康への影響を理解しましょう。
- 保護者は、20歳未満の受動喫煙防止に配慮しましょう。

☎仙南保健所 ☎0224-53-3120
宮城県健康推進課 ☎022-211-2623